

る申出をする場合に限る。)				る申出をする場合に限る。)			
(3) 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、法第9条第1項の規定による場合以外の場合に限る。）				(3) 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、法第9条第1項又は第3項の規定による場合以外の場合に限る。）			
ア 新築に係る申請の場合	1件	付表5の項に定める額		ア 新築に係る申請の場合	1件	付表5の項に定める額	
イ アに掲げる場合以外の場合	1件	付表5の2の項に定める額		イ アに掲げる場合以外の場合	1件	付表5の2の項に定める額	
(4) 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合で、かつ、法第9条第1項の規定による場合以外の場合に限る。）	1件	付表6の項に定める額		(4) 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合で、かつ、法第9条第1項又は第3項の規定による場合以外の場合に限る。）	1件	付表6の項に定める額	同上
(5) 法第9条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請	1件	1,800円		(5) 法第9条第1項又は第3項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請	1件	1,800円	同上
(6) 法第10条の規定による計画	1件	1,300円		(6) 法第10条の規定による計画	1件	1,300円	

の認定に基づく地位の承継の承認の申請 (新設)			
33の4の項～40の項 (省略)			

付表

番号	区分	手数料の額
1の項～2の項 (省略)		
3	別表33の3の項第1号アに掲げるもの	次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「 <u>申請</u> 」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る <u>申請の総数</u> で除して得た額（その額に100円未満の <u>端数</u> を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) <u>法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた場合</u> ア <u>申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 7,800円</u> イ <u>申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 15,000円</u> ウ <u>申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平</u>

の認定に基づく地位の承継の承認の申請 (7) 法第18条の規定に基づく容積率の特例に関する許可の申請	1件	160,000円
33の4の項～40の項 (現行のとおり)		

付表

番号	区分	手数料の額
1の項～2の項 (現行のとおり)		
3	別表33の3の項第1号アに掲げるもの	次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「 <u>認定申請</u> 」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る <u>認定申請の総数</u> で除して得た額（その額に100円未満の <u>端数</u> が生じたときは、これを切り捨てた額） (1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定が適用される申請（次項並びに別表付表5の項及び5の2の項において「特例申請」という。）である場合</u> ア <u>認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 13,000円</u> イ <u>認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 24,000円</u> ウ <u>認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が</u>

長優法の改正により制度が追加されたことに伴う手数料の新設

規定整備

機関審査を活用した場合の審査内容が長優法改正により変更となることに伴い、手数料の額を適正な額及び区分に改めるもの

方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの
26,000円

エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの
36,000円

オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
66,000円

カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
112,000円

キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの
184,000円

ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの
226,000円

ケ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの
240,000円

(2) あらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅の品

質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。別表付表5の項において「住宅性能評価」という。）を行った場合（前号に掲げる場合を除く。）

ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの
16,000円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの
38,000円

エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの
62,000円

オ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
98,000円

カ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
149,000円

キ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの
252,000円

ク 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの
318,000円

ケ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの
361,000円

(削る。)

58,000円

ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの

92,000円

エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの

172,000円

オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの

293,000円

カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの

450,000円

キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの

817,000円

ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの

1,113,000円

ケ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの 1,346,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 51,000円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの

120,000円

ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 46,000円

イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの

107,000円

ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が

		<p>方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>192,000円</u></p> <p>エ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、<u>3,000平方メートル</u>以下のもの <u>377,000円</u></p> <p>オ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が<u>3,000平方メートル</u>を超え、5,000平方メートル以下のもの <u>674,000円</u></p> <p>カ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>1,157,000円</u></p> <p>キ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの <u>2,140,000円</u></p> <p>ク <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>3,056,000円</u></p> <p>ケ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>3,744,000円</u></p>				
3の2	別表33の3の項第1号イに掲げるもの	<p>次に掲げる場合及び同号イに規定する申請（以下この項において「<u>申請</u>」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る<u>申請の総数</u>で除して得た額（その額に100円未満の<u>端数</u>を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) <u>法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</u> 前</p>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>170,000円</u>	<p>エ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、<u>2,500平方メートル</u>以下のもの <u>333,000円</u></p> <p>オ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が<u>2,500平方メートル</u>を超え、5,000平方メートル以下のもの <u>595,000円</u></p> <p>カ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>1,021,000円</u></p> <p>キ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの <u>1,888,000円</u></p> <p>ク <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>2,697,000円</u></p> <p>ケ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>3,303,000円</u></p>	<p>3の2</p> <p>別表33の3の項第1号イに掲げるもの</p> <p>次に掲げる場合及び同号イに規定する申請（以下この項において「<u>認定申請</u>」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る<u>認定申請の総数</u>で除して得た額（その額に100円未満の<u>端数</u>が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) <u>特例申請である場合</u> 前項第1号の規定に準じて算定した額</p>	<p>規定整備</p> <p>機関審査を活用した場合の審査内容が長優法改正によ</p>

項第1号の規定に準じて算定した額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 64,000円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 152,000円

ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 242,000円

エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの 483,000円

オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 863,000円

カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 1,482,000円

キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 2,750,000円

ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの 3,945,000円

ケ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの 4,848,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 62,000円

イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 148,000円

ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 235,000円

エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの 469,000円

オ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 843,000円

カ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 1,458,000円

キ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 2,706,000円

ク 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの 3,886,000円

ケ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの 4,774,000円

り変更となることに伴い、手数料の額を適正な額及び区分に改めるもの

4	別表33の3の項第2号に掲げるもの	<p>別表33の3の項第1号の規定に準じて算定した額に、 法第6条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る住宅を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る住宅を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) 申出に係る住宅を含む建築物が建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む場合 昇降機1基につき札幌市建築基準法施行条例第74条の5第1項第1号に定める額</p>
5	別表33の3の項第3号アに掲げるもの	<p>次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「<u>申請</u>」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る<u>申請の総数</u>で除して得た額（その額に100円未満の<u>端数</u>を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) <u>法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合</u></p> <p>ア <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平</p>

4	別表33の3の項第2号に掲げるもの	<p>別表33の3の項第1号の規定に準じて算定した額に、 法第6条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る住宅を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る住宅を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) 申出に係る住宅を含む建築物が建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む場合 昇降機1基につき札幌市建築基準法施行条例第74条の5第1項第1号に定める額</p>
5	別表33の3の項第3号アに掲げるもの	<p>次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「<u>認定申請</u>」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る<u>認定申請の総数</u>で除して得た額（その額に100円未満の<u>端数</u>が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) <u>特例申請である場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合</u></p> <p>ア <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物申請建築物の</p>

規定整備

機関審査を活用した場合の審査内容が長優法改正により変更となることに伴い、手数料の額を適正な額及び区

<p>方メートル以下のもの <u>3,900円</u></p> <p>イ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>7,500円</u></p> <p>ウ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>13,000円</u></p> <p>エ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、<u>3,000平方メートル</u>以下のもの <u>18,000円</u></p> <p>オ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が<u>3,000平方メートル</u>を超え、5,000平方メートル以下のもの <u>33,000円</u></p> <p>カ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>56,000円</u></p> <p>キ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの <u>92,000円</u></p> <p>ク <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>113,000円</u></p> <p>ケ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>120,000円</u></p>		<p>延べ面積が200平方メートル以下のもの <u>6,500円</u></p> <p>イ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>12,000円</u></p> <p>ウ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>19,000円</u></p> <p>エ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、<u>2,500平方メートル</u>以下のもの <u>31,000円</u></p> <p>オ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が<u>2,500平方メートル</u>を超え、5,000平方メートル以下のもの <u>49,000円</u></p> <p>カ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>74,500円</u></p> <p>キ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの <u>126,000円</u></p> <p>ク <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>159,000円</u></p> <p>ケ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>180,500円</u></p>	<p>分に改めるもの</p>
<p>(2) <u>あらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を行った場合（前号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p>ア <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平</p>		<p>(削る。)</p>	

方メートル以下のもの 8,000円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 29,000円

ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 46,000円

エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの 86,000円

オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 146,000円

カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 225,000円

キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 408,000円

ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの 556,000円

ケ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの 673,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 25,500円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 23,000円

イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が

		<p>方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>60,000円</u></p> <p>ウ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>96,000円</u></p> <p>エ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、<u>3,000平方メートル</u>以下のもの <u>188,500円</u></p> <p>オ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が<u>3,000平方メートル</u>を超え、5,000平方メートル以下のもの <u>337,000円</u></p> <p>カ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>578,500円</u></p> <p>キ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの <u>1,070,000円</u></p> <p>ク <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>1,528,000円</u></p> <p>ケ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>1,872,000円</u></p>				
		<p>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>53,500円</u></p> <p>ウ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>85,000円</u></p> <p>エ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、<u>2,500平方メートル</u>以下のもの <u>166,500円</u></p> <p>オ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が<u>2,500平方メートル</u>を超え、5,000平方メートル以下のもの <u>297,500円</u></p> <p>カ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>510,500円</u></p> <p>キ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの <u>944,000円</u></p> <p>ク <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>1,348,500円</u></p> <p>ケ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>1,651,500円</u></p>				
5の2	別表33の3の項第3号イに掲げるもの	次に掲げる場合及び同号イに規定する申請（以下この項において「 <u>申請</u> 」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る <u>申請の総数</u> で除して得た額（その額に100円未満の <u>端数</u> を生じたときは、これを切り捨てた額）	5の2	別表33の3の項第3号イに掲げるもの	次に掲げる場合及び同号イに規定する申請（以下この項において「 <u>認定申請</u> 」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る <u>認定申請の総数</u> で除して得た額（その額に100円未満の <u>端数</u> が生じたときは、これを切り捨てた	規定整備

(1) 法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 32,000円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 76,000円

ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 121,000円

エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの 241,500円

オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 431,500円

カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 741,000円

キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 1,375,000円

ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000

額)

(1) 特例申請である場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 31,000円

イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 74,000円

ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 117,500円

エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの 234,500円

オ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 421,500円

カ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 729,000円

キ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 1,353,000円

ク 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が

機関審査を活用した場合の審査内容が長優法改正により変更となることに伴い、手数料の額を適正な額及び区分に改めるもの

		<p>平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>1,972,500円</u></p> <p>ケ <u>申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>2,424,000円</u></p>
6	別表33の3の項第4号に掲げるもの	<p>別表33の3の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る住宅を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る住宅を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) 申出に係る住宅を含む建築物が建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む場合 昇降機1基につき札幌市建築基準法施行条例第74条の5第1項第2号に定める額</p>
7の項～17の項 (省略)		

		<p>20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの <u>1,943,000円</u></p> <p>ケ <u>認定申請</u>に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの <u>2,387,000円</u></p>
6	別表33の3の項第4号に掲げるもの	<p>別表33の3の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る住宅を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る住宅を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) 申出に係る住宅を含む建築物が建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む場合 昇降機1基につき札幌市建築基準法施行条例第74条の5第1項第2号に定める額</p>
7の項～17の項 (現行のとおり)		